

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区南青山一丁目 15番9号 ジャパンエクセレント投資法人 代表者名 執 行 役 員 香山 秀一郎 (コード番号:8987)

資産運用会社名

ジャパンエクセレントアセットマネシ、メント株式会社 代表者名 代表取締役社長 香山 秀一郎 問合せ先 経営企画部長 堀川 主計 TEL, 03-5412-7911 (代表)

規約の変更及び役員の選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記のとおり規約の変更及び役員の選任に関し、2021 年 9 月 30 日開催予定の第 10 回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)に付議することを決議しましたのでお知らせします。

なお、当該事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更の件

規約変更の主な内容及び理由は、以下のとおりです。

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、特に断りのない限り、変更案における条項号の番号を示すものとします。)

- (1) 投資主の利害関係及び投資法人のガバナンス構造に大きく影響を与え、かつ、相反する趣旨の議案の提出が性質上難しい重要な議案につき、投資主の意思をより直接かつ正確に反映させることを目的として、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」と略します。)第 93 条第1項及び現行規約第 13 条第1項に定める「みなし賛成」に関する規定を適用しない旨の規定を新設するものです(第 13 条第 3 項及び第 4 項関係)。
- (2) 時価の算定に関する会計基準の適用及び金融商品に関する会計基準が改正されたことに伴い、関係法令との統一を図るため、所要の変更を行うものです(第31条第1項第(6)号並びに第(9)号①及び②関係)。
- (3) 法令番号を除き、暦年の表記を和暦表記から西暦表記に変更するとともに、設立の際に定めた規定のうち不要となった条項を削除して規約を簡素化すること、またその他所要の変更を行うものです(表紙、第32条及び第39条第1項関係)。

2. 役員の選任の件

(1) 執行役員1名の選任

執行役員香山秀一郎は、2021年10月31日をもって任期満了となりますので、2021年11月1日付で同氏を執行役員に選任することにつき議案を提出するものです。



Japan Excellent, Inc.

(2) 補欠執行役員1名の選任

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、田部井寛を補欠執行役員に選任することにつき議案を提出するものです。

(3) 監督役員3名の選任

監督役員前川俊一、髙木英治及び平川修は、2021年10月31日をもって任期満了となりますので、2021年11月1日付で同氏らを監督役員に選任することにつき議案を提出するものです。

上記1及び2の各議案の詳細につきましては、添付資料の「第10回投資主総会招集ご通知」をご覧ください。

3. 投資主総会等の日程

2021年8月18日 第10回投資主総会提出議案にかかる役員会決議

2021年9月7日 第10回投資主総会招集ご通知発送(予定)

2021 年 9 月 30 日 第 10 回投資主総会開催(予定)

【添付資料】

第10回投資主総会招集ご通知

以上

※ 本投資法人のホームページアドレス: https://www.excellent-reit.co.jp/

(証券コード 8987) 2021年9月7日

投資主各位

東京都港区南青山一丁目15番9号 ジャパンエクセレント投資法人 執行役員 香 山 秀 一 郎

第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、ご自身の健康状態にかかわらず、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。書面により議決権を行使される場合には、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2021年9月29日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人規約第13条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第13条 (みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議 決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. **日** 時: 2021年9月30日(木曜日)午後1時00分

2. 場 所: 東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR4階

赤坂インターシティコンファレンス「the AIR」

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項:

決議事項

第1号議案:規約一部変更の件

第2号議案:執行役員1名選任の件

第3号議案:補欠執行役員1名選任の件

第4号議案:監督役員3名選任の件

以上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方(1名)を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ(※)に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎決議ご通知につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のホームページ(※)に 掲載させていただきます。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました本投資法人の資産運用会社であるジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様が会場内に長時間滞在され、新型コロナウイルスに感染することのリスクを極力回避するため、開催しないことといたしました。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人のホームページ(※)にて、第30期(2021年6月期)決算説明動画及び説明資料並びに稼働率等の情報を掲載しております。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解 くださいますようお願い申し上げます。
- ◎今後の状況により本投資主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。変更がある場合には本投資法人のホームページ(※)に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ※本投資法人のホームページ https://www.excellent-reit.co.jp/

開催場所が前回と異なりますので、ご来場される場合には末尾の「第10回投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- ・投資主総会の議決権は、書面によって行使することができます。<u>投資主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。</u>
- ・投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、投資主総会開催 日時点の流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にもご留意い ただき、くれぐれもご無理をなさらないようにお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、投資主 総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

<ご来場される投資主様へのお願い>

- ・当日の会場では、感染防止対策の一環として、投資主の皆様のお席並びに本投資法人 の役員、役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとる予定であるため、例年に 比べて少ない座席数のご用意となり、充分な数のお席を確保できない可能性がござい ます。万が一お席をご用意できない場合、会場内にご入場いただけない場合がござい ますことを予めご了承ください。
- ・投資主総会当日は、マスクの着用、受付でのアルコールによる手指消毒及び検温への ご協力をお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断り する場合がございます。
- ・検温の結果、発熱 (37.5度以上) のある投資主様、咳等の症状のある投資主様、その他新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる投資主様には投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いする場合がございますので、予めご了承ください。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただき、ご入場をお断りし、又はご退場いただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・上記の各対応により、受付の混雑が見込まれますので、なるべくお早めにご来場くだ さいますよう、お願い申し上げます。
- ・役員、役員候補者及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認のうえ、原 則としてマスクを着用した状態で応対をさせていただく予定です。あらかじめご了承 くださいますようお願い申し上げます。
- ・上記の他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございま すので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、時節柄、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、今後の状況変化によっては上記の内容を更新する場合がございますので、適宜本投資法人のホームページ (https://www.excellent-reit.co.jp/) にてご確認をいただければ幸いに存じます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案:規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、 特に断りのない限り、変更案における条項号の番号を示すものとします。)

- (1)投資主の利害関係及び投資法人のガバナンス構造に大きく影響を与え、かつ、相反する趣旨の議案の提出が性質上難しい重要な議案につき、投資主の意思をより直接かつ正確に反映させることを目的として、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」と略します。)第93条第1項及び現行規約第13条第1項に定める「みなし賛成」に関する規定を適用しない旨の規定を新設するものです(第13条第3項及び第4項関係)。
- (2) 時価の算定に関する会計基準の適用及び金融商品に関する会計基準が改正されたことに伴い、関係法令との統一を図るため、所要の変更を行うものです(第31条第1項第(6)号並びに第(9)号①及び②関係)。
- (3) 法令番号を除き、暦年の表記を和暦表記から西暦表記に変更するとともに、設立の際に定めた規定のうち不要となった条項を削除して規約を簡素化すること、またその他所要の変更を行うものです(表紙、第32条及び第39条第1項関係)。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

	(「豚は及又叩力を小しよう。)
現行規約	変更案
表紙	表紙
<u>平成18</u> 年2月16日制定	<u>2006</u> 年2月16日制定
<u>平成18</u> 年5月10日改正	<u>2006</u> 年5月10日改正
<u>平成19</u> 年10月5日改正	<u>2007</u> 年10月 5 日改正
平成21年10月22日改正	<u>2009</u> 年10月22日改正
<u>平成23</u> 年10月20日改正	<u>2011</u> 年10月20日改正
<u>平成25</u> 年10月24日改正	<u>2013</u> 年10月24日改正
<u>平成26</u> 年1月1日改正	<u>2014</u> 年1月1日改正
<u>平成27</u> 年9月29日改正	<u>2015</u> 年9月29日改正
	<u>2021年9月30日改正</u>
第13条 (みなし賛成) 1. ~2. (記載省略) (新設)	第13条 (みなし賛成) 1. ~2. (現行のとおり) 3. 前二項の規定は、以下の各事項に係る 議案の決議には適用しない。 (1) 役員又は会計監査人の解任 (2) 解散 (3) 資産運用会社による資産の運用に 係る委託契約の解約への同意 (4) 投資法人による資産の運用に係る 季託契約の解約 4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変 更する規約変更議案については適用しない。

現行規約

第31条 (資産評価の方法、基準及び基準 日)

- 1. (1)~(5) (記載省略)
 - (6) 有価証券等(第27条第1項第3 号、第2項第1号②及び③に定め るもの)

原則として時価をもって評価する。但し、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価することができるものとする。

- (7)~(8) (記載省略)
- (9) デリバティブ取引に係る権利(第 27条第2項第2号に定めるもの)
 - ① 金融商品取引所に上場しているデ リバティブ取引により生じる債権 及び債務

基準日における当該金融商品取引 所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配 の最安値又は買い気配の最高値、 それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))に基づき 算出した価額により評価する。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。

変更案

第31条 (資産評価の方法、基準及び基準 日)

- 1. (1)~(5) (現行のとおり)
 - (6) 有価証券等 (第27条第1項第3 号、第2項第1号②及び③に定め るもの)

満期保有目的の債券に分類される 場合は取得原価をもって評価し、 その他有価証券に分類される場合 は、時価をもって評価する。但 し、市場価格のない株式等は、取 得原価をもって評価する。

- (7)~(8) (現行のとおり)
- (9) デリバティブ取引に係る権利(第 27条第2項第2号に定めるもの)
 - ① デリバティブ取引により生じる正 味の債権及び債務は、時価をもっ て評価する。

現行規約

② 金融商品取引所の相場がない非上 場のデリバティブ取引により生じ る債権及び債務

市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額とする。なお、時価評価に当たっては、最善の見積り額を使用するものとするが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。

- ③ 一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準及び慣行によりヘッジ 取引と認められるものについて は、ヘッジ会計が適用できるもの とする。
- (10) (記載省略)
- 2. ~ 3. (記載省略)

第32条 (決算期)

本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで及び7月1日から12月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。但し、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人成立の日から平成18年12月末日までとする。

第39条 (資産の運用、保管及びその他の 業務及び事務の委託)

- 1. 本投資法人は、投信法に基づき、資産 の運用にかかる業務を資産運用会社 に、また、資産の保管にかかる業務を 資産保管会社に委託する。
- 2. (記載省略)

変更案

② 金融商品に関する会計基準により、ヘッジ取引のうちヘッジ会計の要件を充たすものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。

(削除)

(10) (現行のとおり)

2. ~3. (現行のとおり)

第32条 (決算期)

本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで及び7月1日から12月末日まで(以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。)とする。

第39条 (資産の運用、保管及びその他の 業務及び事務の委託)

- 1. 本投資法人は、投信法に基づき、資産 の運用にかかる業務を資産運用会社 に、また、資産の保管にかかる業務を 資産保管会社に委託する。本投資法人 の資産の運用を行う資産運用会社は、 ジャパンエクセレントアセットマネジ メント株式会社とする。
- 2. (現行のとおり)

第2号議案:執行役員1名選任の件

執行役員香山秀一郎は、2021年10月31日をもって任期満了となりますので、2021年11月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第16条第2項本文の定めにより、就任する2021年11月1日より2年となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2021年8月18日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況			
	1984年4月	株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行		
	2013年4月	株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ		
		銀行)執行役員 大企業法人ユニット長付審議役		
	2013年4月	新日鉄興和不動産株式会社(現 日鉄興和不動産株式会		
		社) 常務執行役員 営業推進本部長 兼 賃貸住宅事業		
か やま しゅう いち ろう 香 山 秀 一 郎 (1961年12月24日)		本部長		
	2013年6月	同社 常務取締役 兼 常務執行役員 営業推進本部長		
	兼賃貸住宅事業本部長			
	2015年7月	同社 常務取締役 兼 常務執行役員 営業推進本部長		
	2018年4月	同社 常務取締役 兼 常務執行役員 事業開発本部長		
	2019年4月	日鉄興和不動産株式会社 常務取締役 兼 常務執行役		
		員事業開発本部長		
	2020年4月	ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社		
	, , ,	顧問		
	2020年6月	同社 代表取締役社長(現職)		
	2020年6月	本投資法人 執行役員 (現職)		
香山 秀一郎	2015年7月2018年4月2019年4月2020年4月2020年6月	兼 賃貸住宅事業本部長 同社 常務取締役 兼 常務執行役員 営業推進本部 同社 常務取締役 兼 常務執行役員 事業開発本部 日鉄興和不動産株式会社 常務取締役 兼 常務執行 員 事業開発本部長 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 顧問 同社 代表取締役社長(現職)		

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を 執行しております。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会 社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因 して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の 損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしております。上記執行役員 候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとな ります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定で す。

第3号議案:補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。補欠執行役員が執行役員に就任した場合の任期は、本投資法人現行規約第16条第2項但書の定めにより、前任者である執行役員の任期と同じく2023年10月31日までとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2021年8月18日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

	ANCIII D 100/10 C 10 / C 10		
氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		
20 20 20 20 20 20 20 1961年10月20日) 20 20 20 20	985年4月 002年8月 008年4月 008年4月 009年4月 016年4月 018年4月 019年4月 019年4月 019年4月 019年4月	株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行株式会社みずほ銀行 淀屋橋支店 次長株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行)営業第一部付 興和不動産株式会社(現 日鉄興和不動産株式会社)ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社経営企画部長同社 取締役企画管理本部長興和不動産株式会社(現 日鉄興和不動産株式会社)ビル事業本部 事業企画部長新日鉄興和不動産株式会社(現 日鉄興和不動産株式会社)ビル事業本部 賃貸住宅部長同社 賃貸事業本部 賃貸営業第三部長日鉄興和不動産株式会社 賃貸事業本部 賃貸営業第三部長日鉄興和不動産株式会社 賃貸事業本部 賃貸営業第三部長	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社の取締役です。その他、候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人の役員会の決議を もってその選任の取消しを行う場合があります。

・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会 社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因 して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の 損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしております。上記補欠執行 役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められること となります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予 定です。

第4号議案:監督役員3名選任の件

監督役員前川俊一、髙木英治及び平川修は、2021年10月31日をもって任期満了となりますので、2021年11月1日付で監督役員3名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第16条第2項本文の定めにより、就任する2021年11月1日より2年となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

	1978年4月	財団法人日本不動産研究所
まえ かわ しゅん 前 川 俊 (1950年8月3]	-	(現 一般財団法人日本不動産研究所)勤務 明海大学 不動産学部 専任講師 ケンブリッジ大学 土地経済学部 客員研究員(1年間) 明海大学 不動産学部 助教授 中央大学 経済学部 非常勤講師 明海大学 不動産学部 教授 亜細亜大学 経済学部 非常勤講師 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 招聘教授(3年間) 本投資法人 監督役員(現職) 財団法人土地情報センター (現 一般財団法人土地情報センター)理事(現職) 相山女学園大学 現代マネジメント学部 教授 明海大学 名誉教授 相山女学園大学 現代マネジメント学部 ま前(現職)

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		略歴、本投資法人における地位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
2	たか ぎ えい じ 高 木 英 治 (1968年4月30日)	1999年10月 1999年10月 2003年4月 2007年7月 2013年8月 2013年11月	会計士補登録 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)勤務 公認会計士登録 株式会社スピアヘッド・アドバイザーズ勤務 髙木英治公認会計士事務所 開設(現職) 本投資法人 監督役員(現職)
33	^{ひら かわ} おさむ 平 川 修 (1947年9月22日)	1973年4月 1973年4月 1977年9月 1979年7月 1979年11月 1982年1月 2017年1月 2019年11月	弁護士登録 釘沢法律事務所(現 東京富士法律事務所)勤務 Reid & Priest法律事務所 勤務 ニューヨーク州弁護士登録 アンダーソン・毛利・ラビノウイッツ法律事務所 (現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所)勤 務 同 パートナー 同 顧問(現職) 本投資法人 監督役員(現職)

- ・上記監督役員候補者は、いずれも、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の 執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、いずれも、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

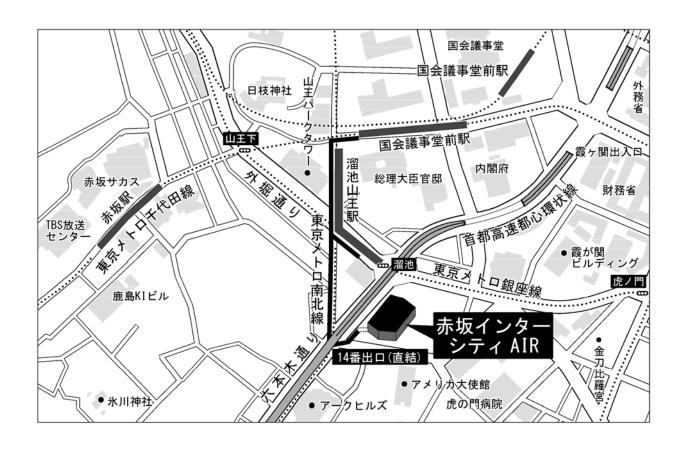
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、 当該議案のいずれにも、本投資法人規約第13条第1項及び第2項に定める 「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号 議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反す る趣旨の議案には該当しておりません。

以上

第10回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都港区赤坂一丁目8番1号赤坂インターシティAIR4階赤坂インターシティコンファレンス「the AIR」連絡先 03-5575-2201



交通のご案内

- ○東京メトロ銀座線・南北線「溜池山王」駅 14番出口直結
- ○東京メトロ千代田線・丸ノ内線「国会議事堂前」駅 14番出口直結 (「溜池山王」駅から地下通路にて接続)

開催場所が前回と異なりますので、ご来場される場合にはお間違いのないよう お願い申し上げます。